

山形県告示第594号

平成27年1月県告示第57号（山形県水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

山形県知事 吉村美栄子

第2項第2号中「並びに」を「、72林班から75林班まで（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東置賜郡川西町の森林の区域に限る。）並びに」に改める。